
西東京市行政評価制度

マニュアル（制度概要編）

企画部企画政策課

目 次

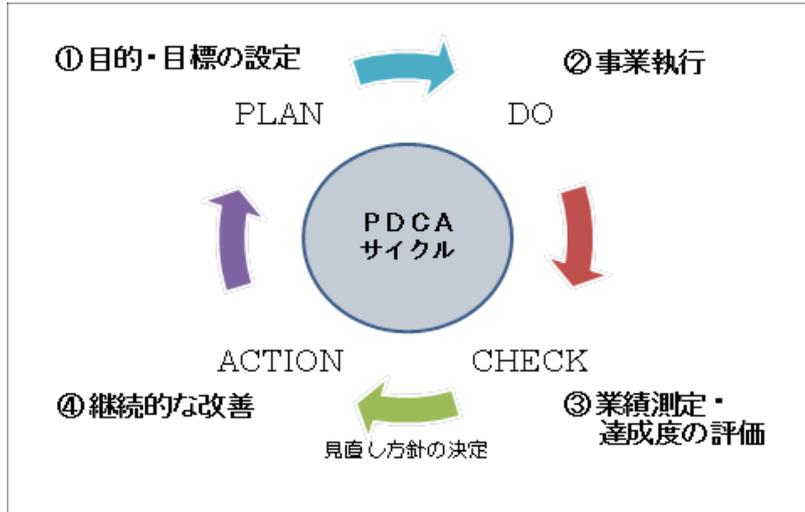
1	行政評価とは.....	1
2	行政評価の対象.....	1
3	これまでの取組状況.....	2
4	今後の取組方針.....	2
5	行政評価の実施方法（概要）.....	3
6	行政評価のスケジュール.....	5

1 行政評価とは

行政評価とは、「政策・施策・事務事業からなる政策体系を対象に、その成果や実績などを、事前、中間または事後において、有効性、効率性などの観点から、統一的な基準によって評価するもの」と一般的に定義されています。

行政評価の目的は、計画・予算（P：Plan）→執行（D：Do）で終わり、行政サービスを実施した結果の検証（C：Check）が欠けがちであった従来の行政活動に、Check（評価）を導入し、PDCA（Plan 計画→Do 実施→Check 評価→Action 見直し）という経営のマネジメント・サイクルを確立し、計画（Plan）の有効性と実施（Do）の効率性の向上を図ることにあります。

よって、行政評価は出発点にすぎず、行政評価結果に基づき、事務事業・施策の問題点や課題を明らかにし、継続的な改善に取り組む一連の活動を行うことが行政評価の目的です。



2 行政評価の対象

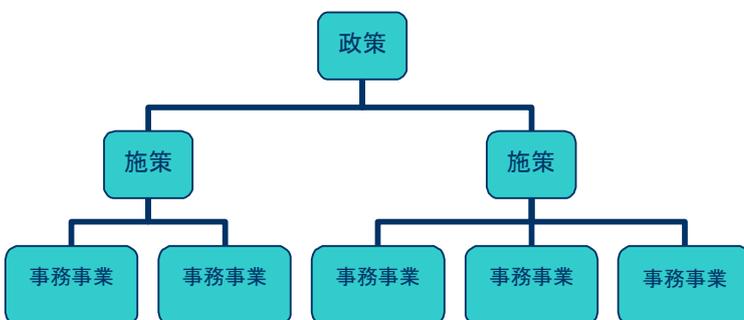
行政評価の内容は、一般に事務事業評価、施策評価、政策評価の3つに区分されます。

事務事業評価では、個々の事務事業の問題点・課題を検証し、改善方針を明らかにします。

施策評価では、施策の成果、有効性や、施策の目的・目標に照らした事務事業の優先度を検証し、今後の取組の方向性を明らかにします。

政策評価では、政策の成果や市民の評価等を検証し、今後の政策決定の方向性を明らかにします。

《 行政の政策体系図 》



政 策：特定の行政課題に対応するために立案された方針であり、行政活動の大きな単位をいう。

施 策：政策を実現するための具体的な方策をいう。

事務事業：施策を実現するための個々の事務事業であり、行政活動の一番小さな単位をいう。

3 これまでの取組状況

本市では、政策体系の最も小さな評価対象である事務事業に対する評価と政策を実現するための具体的な方策に対する施策評価を行ってきました。

18年度から20年度までの3か年で、緊急性の高い事業等から順次評価を実施し、3か年合計では約450事業、単年度では150程度の事業を評価しました。

これらにより、一定の成果をあげることができましたが、より広い視野から行政運営の見直しを行い、市民ニーズや社会的必要性の高い施策・事業に行政資源を重点的に配分していくため、21年度からは施策評価を中心とする新たな行政評価制度に再構築を行いました。

第2次基本計画が始まった平成26年度からは、これまでの成果と課題を踏まえ、施策評価の継続実施、外部評価の本格導入を行うとともに、事務事業評価対象件数の絞り込み、評価結果のフォローアップ、5カ年の事業選定の方向性を示すなどの再構築を行います。

○ 事務事業評価

【事後評価の結果一覧】

	拡充	継続実施	改善・見直し	抜本的見直し	休止	廃止
18年度	4	28	92	19	1	2
19年度	1	24	58	25	2	0
20年度	3	61	75	14	0	1
21年度	0	20	11	7	0	0
23年度	2	35	30	11	0	3
25年度	1	8	41	24	0	1

【事前評価の結果一覧】

	事業化	実施を延期	抜本的見直し	計画を中止
18年度	—	—	—	—
19年度	1	2	1	1
20年度	1	0	0	0
21年度	22	1	0	0
23年度	1	1	0	1
25年度	3	0	0	0

○ 施策評価

	拡充			現状維持			絞り込み
	重点化	現状維持	効率化	重点化	現状維持	効率化	効率化
22年度	9	1	0	0	15	13	0
24年度	2	6	2	7	8	12	1

※上段：施策内容の方向性、下段：施策実施コストの方向性

4 今後の取組方針

行政評価制度では、総合計画の進行管理や見直しにも活用するため、基本計画にあわせて評価対象施策・事業や評価サイクルを設定しています。

施策評価は、計画の中間年度にあたる基本計画2年目と、計画見直しの前年度にあたる基本計画4年目に実施し、事務事業評価は基本計画1年目、3年目、5年目に実施します。

このため、26年度からの第2次基本計画では、26年度、28年度、30年度に事務事業評価、27年度と29年度に施策評価を実施することになります。

また、評価後事業のフォローアップに力を入れ、評価結果への対応を次年度へ持ち越した場合は、4次行革

大綱の進捗管理とあわせたヒアリング、(仮称) 政策課題調整会議で取扱うこと等により、評価後事業のフォローアップを行います。なお、評価後事業のフォローアップについては、25年度以前の評価についても実施します。

5 行政評価の実施方法（概要）

本市が実施する行政評価の実施方法の概要は下記のとおりです。なお、施策評価については、22年度から本格実施しています。

○ 評価の目的・対象

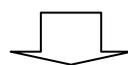
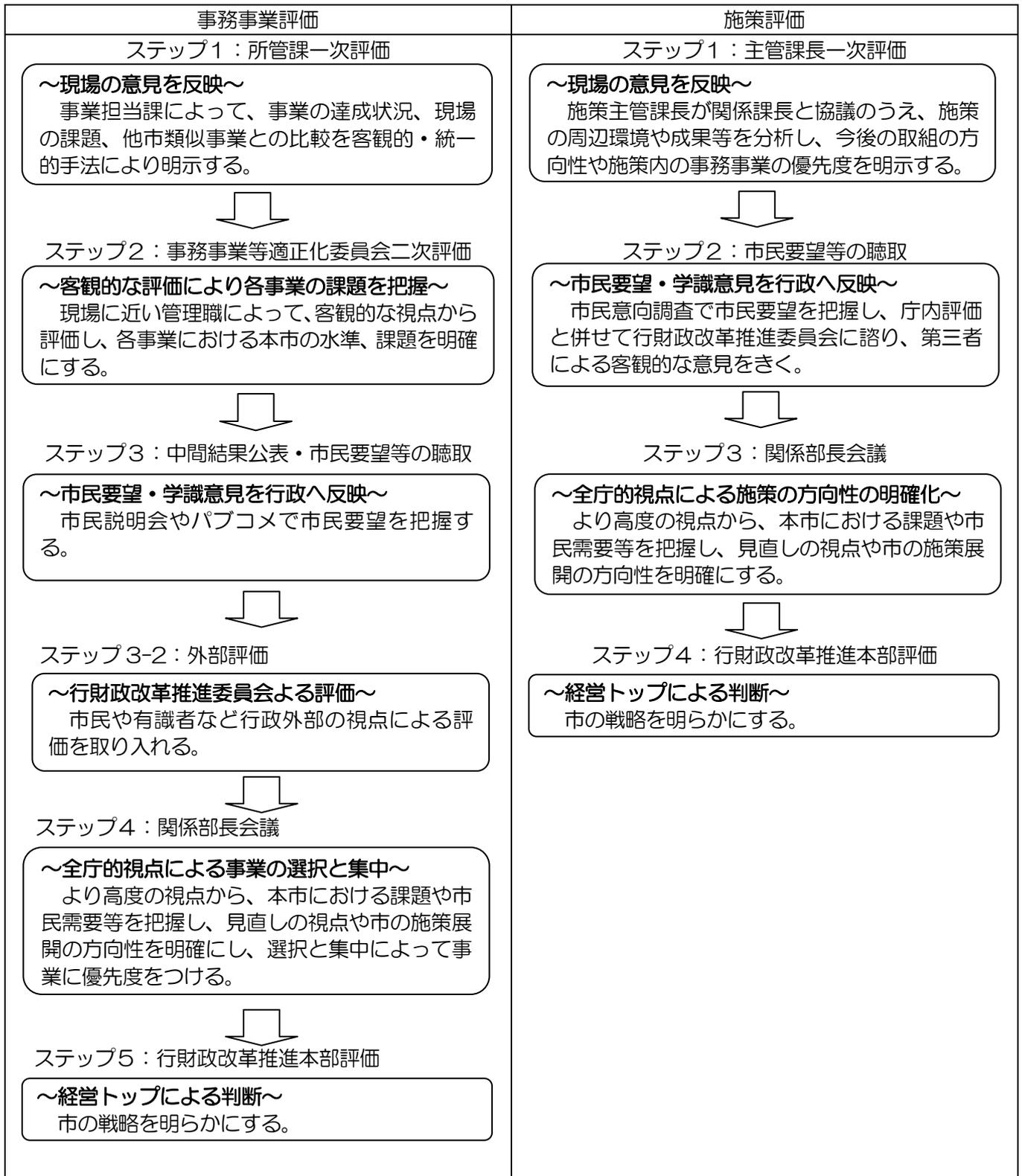
	事務事業評価	施策評価
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目的に照らした事務事業の成果、必要性、有効性の判断 ・ 事務事業の改善の方向性の提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の成果の把握と取組の方向性の提示 ・ 施策目的達成に向けた事務事業の最適化（事務事業の優先度の判断）
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画（実施計画）主要事業 ・ 経常事業 ・ 補助金・負担金 ・ 過去に評価した事業の再評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画（実施計画）主要事業

○ 評価サイクル

平成 26 年度の再構築においては、事務事業評価の今後 5 力年の事業選定の方向性を示しています。

評価サイクル	評価内容
第 2 次基本計画 1 年目 (平成 26 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務事業評価を実施。 ○ 18～21 年度事務事業評価事業の再評価 ○ 団体向け補助金・負担金を評価 ○ 計画事業及び補助金・負担金以外の経常事業
第 2 次基本計画 2 年目 (平成 27 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施策評価を実施。 ○ 第 2 次基本計画、全施策について評価予定。
第 2 次基本計画 3 年目 (平成 28 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務事業評価を実施。 ○ 27 年度施策評価に基づき、計画事業を評価予定 ○ 23 年度事務事業評価事業の再評価予定 ○ 個人向け補助金・負担金を評価予定 ○ 計画事業及び補助金・負担金以外の経常事業を評価予定
第 2 次基本計画 4 年目 (平成 29 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施策評価を実施 ○ 第 2 次総合計画の見直し実施前年度として、全施策について評価予定。
第 2 次基本計画 5 年目 (平成 30 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務事業評価を実施。 ○ 29 年度施策評価に基づき、計画事業を評価予定 ○ 25 年度事務事業評価事業の再評価予定 ○ 26 年度・28 年度評価以外の補助金・負担金を評価予定 ○ 計画事業及び補助金・負担金以外の経常事業を評価予定

○ 評価手順



短期的には予算へ、中期的には総合計画などの施策、政策へ反映させ、PDCA サイクルにより、戦略性の高い行政運営を目指す

6 行政評価のスケジュール

26年度は、下記のスケジュールで行政評価を実施します。なお、日程は目安であり、具体的な実施時期については、別途お知らせします。

【事務事業評価】

日程	所管課	評価機関	企画政策課
4月			評価対象事業案の作成
5月		【行財政改革本部】 行政評価再構築の確認 【事務事業評価適正化委員会】 対象事業選定基準の確認 選定対象事業の確認	
6月	一次評価 一次評価提出 一次評価調整		一次評価入力依頼 一次評価調整・まとめ
7月	二次評価HR	二次評価 (事務事業評価等適正化委員会)	二次評価調整・まとめ
8月	外部評価HR 外部評価HR	【行財政改革推進委員会】 外部評価(事業説明) ※5事業程度 外部評価(評価)	市民説明会 パブリックコメント
9月	パブリックコメント回答調整		
10月		※関係部長会議	
11月	評価結果から各事業の課題整理 (改善計画等、予算要求、関係団体等との調整) ⇒予算編成	【行財政改革推進本部】 最終評価	
12月			
1月			
2月	27年度取組予定提出		報告書作成